

# 居宅介護支援事業

## 重要事項説明書

株式会社 風の村  
風の村居宅介護支援センター

〒 893-0055

鹿児島県鹿屋市野里町2485番地

T E L (0994) 36 - 6363

F A X (0994) 36 - 6001

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

受付時間	午前8時30分～午後5時30分
担当者	宮原 康代
電話番号	0994-36-6363

\* ご不明な点はおたずねください。

## 2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所	指定居宅介護支援事業所 風の村居宅介護支援センター
所在地	鹿児島県鹿屋市野里町2485番地
介護保険指定番号	4670301292
サービスを提供する地域	①鹿屋市 ②垂水市 ③肝属郡内の各町

\* 上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
管理者	1名(0)	0名(0)	1名(0)
介護支援専門員	1名(0)	1名(0)	2名(0)
事務職員	0名(0)	0名(0)	0名(0)

\* ( ) 内は男性再掲

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日（時間外は電話にて対応）
休業日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月2日まで（但し、電話対応は可）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡先	0994-36-6363（24時間対応体制）080-5608-1001

職 種	業 務 内 容
管 理 者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行い、また従事者の指導教育及び相談等にあたるものとする
介護支援専門員	要介護状態等にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。
事 務 職 員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

(4) 従業者の業務内容

※ 介護支援専門員 1 名当たりの担当利用者数は、要介護者 35 名と致します。

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
③	居宅サービス計画に対するご利用者の同意（保険者へ提出）
④	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
⑤	サービスの提供開始

4. 利用料金等

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援費

ケアマネージャー 1 人当たりの取扱件数（担当件数）で算定します。

居宅介護支援費 I 《取扱件数が 40 件未満の場合》

要介護 1. 2 10,000 円/月

要介護 3. 4. 5 13,000 円/月

居宅介護支援費 II 《取扱件数が 40 件以上 60 件未満の場合》

要介護 1. 2 5,000 円/月

要介護 3. 4. 5	6,500 円／月
居宅介護支援費Ⅲ《取扱件数が 60 件以上の場合》	
要介護 1. 2	3,000 円／月
要介護 3. 4. 5	3,900 円／月
※ 40 件未満の部分は、居宅介護支援Ⅰを適用	

(2) 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費は、一切いただきません。

(3) 解約料

料金は一切かかりません。(契約はいつでも解約することができます。)

(4) 初回加算

新規や要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画書を作成した場合及び要介護状区分が 2 段階以上の変更認定を受けた場合に算定します。

初回加算 3,000 円／月

(5) 入院時情報連携加算

病院または診療所に入院する利用者につき、病院または診療所を訪問し当該病院または診療所の職員に対して、利用者に係わる必要な情報を提供した場合に算定します。

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,000 円／月 利用者 1 人につき 1 回を限定

上記以外の方法により、当該病院、診療所の職員に対して、利用者に係わる必要な情報を提供した場合に算定します。

入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1,000 円／月 利用者 1 人につき 1 回を限度

(6) 退院・退所加算

病院、診療所、介護保険施設を退院または退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、その他の連携を行った場合に算定します

退院・退所加算 3,000 円／月 利用者 1 人につき月 3 回を限定

(7) 認知症加算・独居高齢者加算

特に労力を要する認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知高齢者等、独居高齢者を支援した場合に算定します。

認知症加算 1,500 円／月 独居高齢者加算 1,500 円／月

(8) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所へ提供した場合に算定します。

小規模多機能型居宅介護時魚書連携加算 3,000 円

(9) 複合型サービス事業所連携加算 3,000円/月

(10) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/月

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- \* 要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するため、ケアプランをご利用者にお渡しし、状況把握のために月一回の訪問かつ三ヶ月に一回のアセスメントを行い、要介護認定、認定変更の際にはサービス担当者会議を開催または意見の照会を行います。
- \* ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供出来るよう支援いたします。
- \* 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重すると共に、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。
- \* 市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- \* 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談ください
調査（課題把握）の方法	有	MDS-HC CAPS 方式 居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修実施	有	年4回 継続研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(3)参照

## 6. サービス内容に関する苦情

### ① ご利用者相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

風の村居宅介護支援センター 管理者 宮原 康代 電話番号；0994-36-6363 受付時間；月曜日～土曜日 8：30～17：30 夜間及び日曜日は電話対応
鹿屋市保健福祉部 国保介護課 電話番号；0994-43-2111 (直通 0994-31-1162) 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
垂水市保健福祉課 国保介護課 電話番号；0994-32-1111 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
錦江町保健福祉課 国保介護課 電話番号；0994-22-0511 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
南大隅町保健福祉課 国保介護課 電話番号；0994-24-3111 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
肝付町保健福祉課 国保介護課 電話番号；0994-65-2511 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
鹿児島県保健福祉部 介護保険課 電話番号；099-286-2674 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00
鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話番号；099-206-1084 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00

## 7. 秘密保持

### (1) 守秘義務

当事業所の介護支援専門員および当事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者またはそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

### (2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様・ご家族の個人情報を用いません。

## 8. 個人情報の保護

- ① ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取扱いに関するご利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。
- ③ 利用者様の個人情報の利用目的の変更が生じた場合、その都度書面にて通知致します。

## 9. 事故発生時の対応について

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. サービス提供記録について

- ① 提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。
- ② また、この記録は2年間保存することともに、ご利用者または家族の求めに応じて開示し、必要な場合に複写物を交付します。

## 11. その他の事項について

当事業所の概要

名称・法人種別	株式会社 風の村
代表者役職・氏名	代表取締役 波江野 満
所在地・電話番号	〒893-0055 鹿屋市野里町2485番地 0994-36-6000

平成 年 月 日

\* 居宅介護支援事業所・風の村居宅介護支援センターにおける居宅サービス計画作成に際し、『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 : 鹿屋市野里町2485番地

事業所名 : 株式会社 風の村

居宅介護支援事業所 風の村居宅介護支援センター ㊦

---

説明者 : ㊦

---

\* 私は、『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づいて事業者より重要事項の説明を受け、居宅サービス計画作成に同意しました。

契約者  
(利用者) 氏名 ㊦

---

家族等  
(扶養義務者) 氏名 ㊦

---

利用者との関係 ( )

---